

指 定 確 認 検 査 機 関 票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指 定 の 番 号	国 土 交 通 省 関 東 地 方 整 備 局 長 第 7 号
指 定 の 有 効 期 間	令 和 7 年 7 月 30 日 か ら 5 年 間
機 関 の 名 称	ユ ー デ ィ ー ア イ 確 認 検 査 株 式 会 社
主たる事務所の住所 及 び 電 話 番 号	千 葉 県 柏 市 東 上 町 8 番 25 号 電 話 番 号 04-7166-5222
代 表 者 氏 名	代 表 取 締 役 社 長 柿 沼 繁 範
業 務 区 域	茨 城 県、栃 木 県、群 馬 県、埼 玉 県、千 葉 県、東 京 都(島 しょ 部 を 除 く。)及 び 神 奈 川 県 の 全 域
指 定 の 区 分	建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 建 築 基 準 適 合 判 定 資 格 者 検 定 機 関 等 に 関 す る 省 令 (平 成 11 年 建 設 省 令 第 13 号) 第 15 条 各 号 に 掲 げ る 区 分
取 り 扱 う 建 築 物 等	建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 建 築 基 準 適 合 判 定 資 格 者 検 定 機 関 等 に 関 す る 省 令 第 15 条 各 号 に 掲 げ る 区 分 に 係 る 建 築 確 認、中 間・完 了 検 査 及 び 仮 使 用 認 定 と す る。 た だ し、次 の 各 号 に 該 当 す る 建 築 物 を 除 く。 (1) 建 築 士 法 第 2 条 第 8 項 に よ る 工 事 監 理 者 を 定 め な い 建 築 物 及 び 未 定 の 建 築 物 (昇 降 機 及 び 工 作 物 を 除 く。) (2) 建 築 士 法 第 2 条 第 1 項 に よ る 建 築 士 の 設 計 に よ ら な い 建 築 物 (昇 降 機 及 び 工 作 物 を 除 く。) (3) 法 第 20 条 第 1 項 1 号 に 掲 げ る 建 築 物 (4) 法 第 18 条 第 4 項 に よ る 審 査 に お け る、新 築 以 外 (5) 法 第 18 条 第 32 項 に よ る 中 間 検 査、法 第 18 条 第 23 項 に よ る 完 了 検 査 及 び 法 第 18 条 第 38 項 第 2 号 に よ る 仮 使 用 認 定 に お け る、UDI で 法 第 18 条 第 4 項 に よ る 審 査 を 行 っ た 建 築 物 以 外
実 施 す る 業 務 の 態 様	上 記 の 建 築 物 等 に 係 る 建 築 確 認、中 間 検 査、完 了 検 査 及 び 仮 使 用 認 定 業 務